ハンセン病市民学会 神美知宏・研雄二記念人権賞
２０１６年度募集要項

ハンセン病市民学会は、２００５年５月、ハンセン病問題の全面解決をめざし発足し、「交流」「提言」「検証」を取り組みの三本柱に現在まで活動を続けてまいりました。

その中で、発足以来、共同代表として先頭に立って導かれた全療協の神美知宏前会長、運営委員そして共同代表として存在感を発揮して下さった全原協の研雄二前会長が、２０１４年５月に相次いで逝去されました。お二人のハンセン病問題の全面解決に向けた取り組みの足跡はあまりにも大きなものであり、ハンセン病市民学会としても、その願いを受け継ぎ、次の世代に伝えていく責任があると強く感じております。

そこで、お二人の事績を顕彰し、それを引き継ぐ若手研究者と活動家の育成を目的として、神美知宏・研雄二記念人権賞を設けることといたしました。

ハンセン病隔離政策からの解放に生涯を捧げた神美知宏氏・研雄二氏を顕彰するに相応しい研究を発表した研究者及び、ハンセン病問題の解消のために行った活動の功績が顕著と認められる人物・団体に対して賞することといたします。

応募

毎年の授賞者は２名以下とします。ただし、少なくとも１名は研究者を対象者といたします。授賞対象とする研究者は、論文及び刊行物発表時の年齢が４０歳未満の者とします。

応募は、市民学会の会員の中から自薦及び市民学会の会員による他薦によって、市民学会が定める応募書式を用いて行ってください。

研究者の応募資格は、前年度中に公表された論文及び刊行物を発表した者とし、人権活動を行った者及び団体の応募資格は、前年度より５年前まで遡った期間に成果を挙げた者及び団体とします。ただし、人権賞の対象とする研究者の範囲は、２０１６年度に限り２０１４年度まで遡ることといたします。

応募方法は、応募書式を市民学会ホームページからダウンロードするか、事務局より入手し、必要事項を記入し、市民学会事務局まで郵送してください。

応募締め切りは、２０１７年３月３１日(必着)といたします。

選考

選考は期限内に応募した者のうちから、市民学会の中に設置する、人権賞選考委員会が選考したのち、選考理由を明示して公表いたします。

選考対象

具体的な選考対象は、以下の各号に該当するものとします。

１　研究成果

①　ハンセン病問題の歴史的解明に関する研究

②　ハンセン病問題における差別・偏見の本質及び解消に関する研究

③　ハンセン病問題の継承のあり方に関する研究

２　人権活動

①　ハンセン病問題における差別・偏見を克服するための諸活動の展開

②　ハンセン病問題の継承のための実践

③　ハンセン病問題の残された課題の実現のための諸活動の展開

④　ハンセン病問題の国際交流の推進

発表と副賞

授賞者は、毎年開催される市民学会の総会・交流集会において発表し、授賞式を行い、副賞として金１０万円を授与します。

問い合わせ

問い合わせは、ハンセン病市民学会事務局までお願いいたします。

郵便番号 552-0001　大阪市港区波除 4-1-37　HRC ビル３F

電話　(06)4394-7078　ファックス　(06)4394-7079

Ｅ-mail　shimin-g@tiara.ocn.ne.jp